

## 九州大学博多駅オフィス規程

平成22年度九大規程第118号  
施行：平成23年 3月 3日  
最終改正：平成23年10月 1日

(設置)

第1条 九州大学(以下「本学」という。)に、九州大学博多駅オフィス(以下「博多駅オフィス」という。)を置く。

(目的)

第2条 博多駅オフィスは、本学が行う情報の収集・発信、企業等との連携、同窓生との交流等を通じ、本学の教育研究の進展及び産学官連携の推進等を図るとともに、本学の学生の学習を支援することを目的とする。

(位置)

第3条 博多駅オフィスは、福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号に位置する。

(所長)

第4条 博多駅オフィスに所長を置き、本学の役員及び職員のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

2 所長は、博多駅オフィスの業務を掌理する。

(副所長)

第5条 博多駅オフィスに副所長を置き、本学の職員のうちから、所長が指名する者をもって充てる。

2 副所長は、所長を助け、博多駅オフィスの業務を整理する。

(所員)

第6条 博多駅オフィスに所員を置くものとし、本学の職員のうちから、所長が指名する。

2 所員は、所長の命を受け、博多駅オフィスの業務を処理する。

(施設)

第7条 博多駅オフィスに、会議室、会議室、図書室、自習室等を置く。

(使用の範囲及び許可)

第8条 博多駅オフィスは、第2条の目的の範囲において、本学の関係者及び一般市民の使用に供するものとする。

2 前条の施設のうち、会議室及び会議室については、次の各号に掲げる者に限り、使用することができるものとする。なお、使用に当たっては、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

- (1) 本学の役員、職員及び学生
- (2) 本学の元職員
- (3) 本学の同窓生
- (4) その他所長が特に必要と認めた者

3 前条の施設のうち、図書室及び自習室については、次の各号に掲げる者に限り、使用することができるものとする。

- (1) 本学の役員、職員及び学生
- (2) その他所長が特に必要と認めた者

(使用時間)

第9条 博多駅オフィスの使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平日 午前10時から午後10時30分まで
- (2) 土日祝日 午前10時から午後5時まで

(休館日)

第10条 博多駅オフィスの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(使用時間及び休館日の変更)

第11条 所長が特に必要があると認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、使用時間及び休館日を変更することができる。

(適正使用)

第12条 博多駅オフィスの使用に当たっては、博多駅オフィスの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 所長は、博多駅オフィスを使用する者が、この規程、第15条の規定に基づき所長が定める事項及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させ

ることができる。

(損害賠償)

第13条 博多駅オフィスを使用する者がその責に帰すべき事由により博多駅オフィスの施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第14条 博多駅オフィスの管理に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、博多駅オフィスの管理運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成23年3月3日から施行する。

附 則(平成23年度九大規程第73号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。